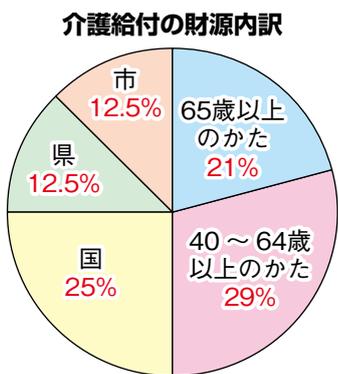


65歳以上のみなさん

第5期介護保険事業計画を策定しました

(介護保険料が改定されます)



介護保険事業計画は、3年に一度、高齢者人口やサービスの供給量などを推計して策定するもので、今回は、平成

事業計画の見直しは3年に一度です

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていこうという仕組みです。

介護保険制度も定着してきた一方、介護を必要とする要介護者も急増し、給付される費用も年々増大している状況にあります。

3年ごとに行われる介護保険事業計画の見直しにより、介護保険料が改定されるしくみになっており、今回は、保険料改定に至った経緯と、改定保険料のあらましについてお知らせします。

健康福祉課介護保険係 ☎25-1186

21年度から23年度までの第4期事業計画期間の介護給付費(サービスにかかる総費用)や法改正を踏まえ、平成24年度から26年度までの第5期の計画を策定しました。

介護保険制度では、介護給付費の半分を国・県・市が負担し、残りの半分以上のかたに負担していただくことになっていきます。

そのうち、65歳以上のかたに負担していただくことになっていく負担割合が、第4期事業計画では20%でしたが、第5期事業計画では21%に改定されました。

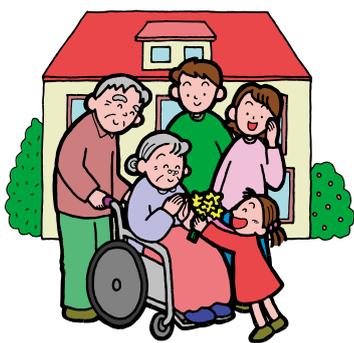
給付費の伸びを推計し保険料を改定しました

第4期事業計画において介護給付費が当初の計画を大幅に上回ったことから、第5期事業計画では、増加していく給付費の伸びを推計し保険料を算出しました。

全国的に高齢化が進む中、鳥羽市においても、下のグラフから分かるように、介護給付費、認定者数ともに増加の一途が見込まれています。

平成26年度には認定者数が1,330人、介護給付費総額は21億8千万円を超えるると推計されています。

このことから、介護サービスの種類ごとの給付費を積み上げ、全体の伸びを推計した数値を基に介護保険料を改定しました。

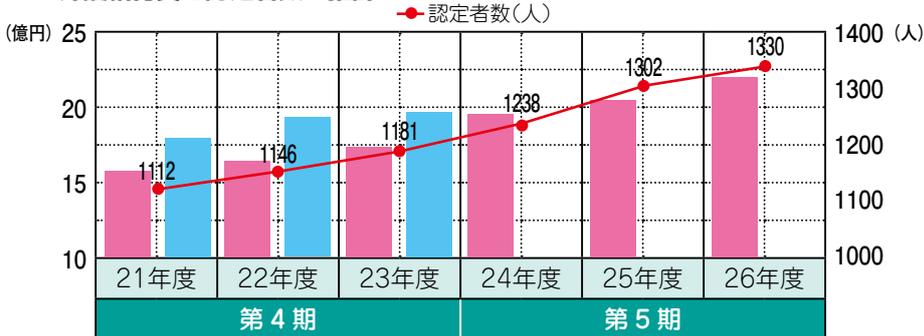


新しい保険料 基準額は5,820円

65歳以上のかたの保険料の基礎となる基準額は、月額に換算すると5,820円になります。(第4期事業計画では、月額4,000円)

また、所得段階区分をこれまでの7段階から12段階に改めることにより、所得の状況に応じたきめ細かな保険料段階の設定をしました。

介護給付費と認定者数の推計



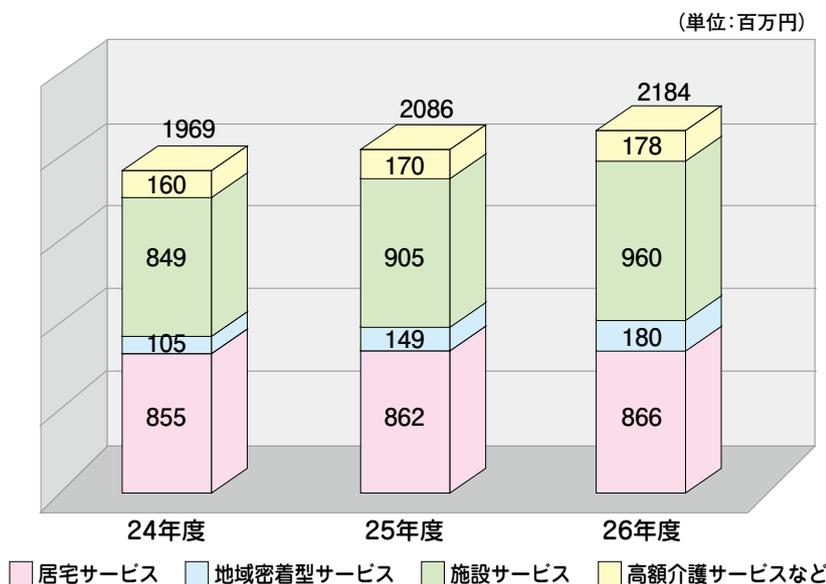
65歳以上のかたの保険料

保険料段階	所得等の条件	基準額に対する割合	月額保険料(円)	年額保険料(円)
第1段階	生活保護を受給している人、又は世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	0.5	2,910	34,920
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.5	2,910	34,920
第3段階	3-1 本人及び世帯全員が住民税非課税で本人年金収入が120万円以下の人	0.65	3,780	45,360
	3-2 本人及び世帯全員が住民税非課税で本人年金収入が120万円を超える人	0.75	4,360	52,320
第4段階	4-1 本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、公的年金等収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.9	5,230	62,760
	4-2 本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、第4-1段階対象者以外の人	基準額	5,820	69,840
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が90万円未満の人	1.15	6,700	80,400
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が90万円以上140万円未満の人	1.25	7,280	87,360
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が140万円以上190万円未満の人	1.4	8,150	97,800
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	1.5	8,730	104,760
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.6	9,320	111,840
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.75	10,190	122,280
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	1.9	11,060	132,720
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	2	11,640	139,680

保険料の基準月額額は
 介護費用総額(推定年額[3年間の平均])×21%÷65歳以上の高齢者数÷12か月で算定されます。平成24～26年度の鳥羽市の基準月額額は、5,820円となりました。(※介護費用総額には、介護認定者が利用するサービス費用以外の経費は一切含んでいません)

新たな措置として第3段階の細分化を行い、従来に引続き第4段階の細分化を継続することで低所得者に配慮するとともに、被保険者自身が課税である第5段階以上をより多段階化し、負担能力に応じた保険料段階を設定しました。

介護給付費(介護予防給付費)の内訳の推移



保険料のお支払い方法は

●特別徴収

年金額が18万円以上のかたは年金から天引きされます。

●普通徴収

年金を受給されていないかたや年金額が18万円未満のかたなどは、市から送付する納付書で納めていただきます。また、年度途中に「65歳に

到達されたかた」や「他の市町村から転入されたかた」については、日本年金機構の年金天引きの準備ができるまでの間は普通徴収となります。お支払いは、便利で忘れのない口座振替をお勧めします。保険料の納付書、預貯金通帳、通帳届出印を持参の上、お近くの金融機関かゆうちょ銀行へ申し込んでくださいます。

介護給付費の内容について

みなさまに納めていただいた保険料を居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスおよび高額介護サービスなどの種別に分類し、その費用と推移についてグラフで表しました。グラフからも分かるように、各サービスとも給付見込

みは増加傾向にあり、平成24年度から平成26年度の間で約2億1千万円の増加を想定しています。こういった背景から、第5期介護保険事業計画では、65歳以上のかたの保険料を増額させていただきまし

た。市としては、介護保険給付の適正化を図ることにより、これ以上の介護保険料の増額の抑制に努め、よりみなさまのニーズに沿った介護保険事業となるよう、推進していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。 ※地域密着型サービスとは、要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスで、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」などの種類があります。